

# 3/0 第4回県教委交渉報告

## 互助会？これ以上掛金払うの!?

2月10日、福利課がその設立に関わっている教職員互助会(仮称)について、その実情を糾明すべく交渉を行った。

互助会計画の経緯は、従来から設立を望んでいた沖教済に加え、今年度になって、介護休暇の制度化(看護欠勤廃止)に伴って廃止された休業給付の受け皿として、沖教組・高教組が互助会の設立を要求したこと。県職労も'97年頃から県職員互助会の設立に動き始めていたこともあり急速にその計画が進んでいるとのこと。

沖学労は、休業給付の問題についてはこれでも①現行制度を下回ることは制度の後退であり、新制度は介護について改善するものでなければならぬ。②介護は短期間に終わらない場合も多い。この観点から介護休暇終了後相互補完的なものとして看護欠勤を行使できるよう要求してきた。そうした努力もいままに自己負担増の互助会設立に経済保障を委ねる姿勢に疑問を表明。

しかし、これ以上に私たちは、業務の問題だ。福利課の計画によれば、設立は条例に根拠を置くものではなく、「互助会」といっても任意団体にすぎず、加入するしないは各人の自由とのこと。私たちは、「互助会」と言えば、県条例による全員加入のものをイメージしていたのだが……。やはり、沖教済を県議会に認知させるのは難しいのかな？ それなら、業務に公務性はないことになる。そのせいか、県教委が運営に参加するといっても事務局の業務は全て沖教済に委託するという。福利課は何もしなくていいかもしれないが、掛金集めを始め、学校での



仕事まで、沖教済にできるのか？ その辺りを追及すると、福利課は沖教済まで何も考えていない様子。これは問題だ。今まで沖教済の法定外控除に見え振りをしてきた県教委も、自らが参加する団体の掛金とすれば、知らん顔は許されない。この際、個人口座引き落とし等、団体自身の責任で業務を行うよう要求し、検討を約束させた。

交渉後、沖学労は、直ちに別掲要求書を提出し、互助会業務の性格を整理し、学校事務職員への業務負担にならないよう交渉に載せていく。互助会業務を学校事務職員だけ(福利課は何もしない)の「自発的奉仕」にさせないために多くの仲間の意思表示を！ ご意見を郵送ください。



沖縄県教育委員会  
教育長 翁長 良盛 様

沖学労第 13 号  
2000年 2月15日

沖縄学校事務労働組合  
執行委員長

### 設立が予定されている教職員互助会(仮称)の運営に関する要求書

貴職が他の職員団体及び(社)沖縄県教職員共済会(以下沖教済という)とともに設立を検討されている任意互助会については、その業務の全てを沖教済に委託することとあります。

私たち沖学労は、結成以来少数職種である学校事務職員に対する学校現場での職種差別の象徴である「校内控除」の廃止を求める立場から、「協力依頼」の名の下に法定外控除を強いる沖教済に対し、会費等徴収方法の是正を指導するよう貴職に求めてきましたが、未だに何らの改善も行われていません。こうした中で今後互助会の業務を沖教済に全面委託することは、新たな任意団体の業務もまた、学校事務職員に押しつけられるのではないかと懸念を抱かせるものです。よって、この際下記のことを要求しますので誠意を以て検討し、その実現について回答せられたい。

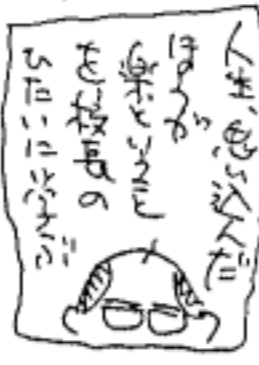
### 記

1. 掛金等の徴収については、違法な控除によることなく、個人口座からの引き落とし等、団体自身の手によって行うシステムとすること。
2. 任意団体の業務を、学校事務職員に負担させないこと。
3. 任意団体への加入を強制しないこと。
4. 互助会の業務と沖教済の業務の区別を明確にし、学校への職員の出入りの際も、その目的を明確にすること。
5. 互助会に対する県費補助金の支出については、その用途を公開すること。



可能である場合に限り、旅行命令を発することはできない」とある。また、質疑応答集「旅費2-1-1」で「旅費の予算がない場合、あるいは、確保の目途が立たない場合は、旅行命令を発することはできない」と義務教育課も回答している。旅費の追加割当については、教育事務所は常に「追加を見込めない旅行命令はしない」と現場へ言っている。だから割当旅費分の旅行命令を出してしまえば、もうこれ以後校長は旅行命令を発することはできないことになるはず。しかし、校長は、お構いなしに旅行命令を連発する。「この筆態おかしくないか？」と教育事務所庶務係長に問い合わせたが、返事は返ってこなかった。教育事務所も悪いぞ！毎年「追加旅費は無い」と言っておきながら、年度末

も押し迫って来たら、ドカンと割当を付けてくる。それが校長に「どうせ追加があるから」といい加減な仕事をさせる原因ともなっている。そのせいで事務職員は、職免から出張への切り替えで服従帳簿の書き換え（これは違法行為ではないか？）をやらせて迷惑しているのだ。事務職員には、年度当初に1回限りで割当をもらおうか、と手紙が来てた。予算を執行する側の都合だけ、そうなるのか難しいと言うので、学校の特殊性を考慮し、もっと融通のきく方法に変える努力をしてくれよ。校長も校長だ。「旅費が無いから職免で行ってくれ」なんて、どうこう言うな。（終）



# 保護者に知らせない？ 就学援助

進歩保護就学援助事務は、学校事務職員にとり保護者、地域社会と深く関わり、接する仕事の最たるものだ。地域事情により差はあるが、大変に気を使わなければならない。保護者の仕事内容、急ぎの状況など、非常にプライベートな部分に踏み込むことができないから。 **保護の現状**

名護市は、ここ何年も保護者に対する就学援助制度の広報活動を行っていない。保護者への制度周知は、学校任せになっている。しかし、ほとんどの学校では、説明をしないことが慣例となっている。つまり、制度に深く関わる布教委員、学校、民生委員の三者いづれもが制度周知の努力を怠っているのだ。なぜ知らせないのか？ それは、援助費補助金の受給を望む保護者が増え、事務量が激増すること、認定しなかった保護者の不満の噴出を恐れているからだ。



先日、校内で民生委員、校長、教頭と認定推薦者決定のための話し合いを行った。私は、全世帯への制度説明の文書配付の必要性を主張した。これは、制度を周知しないまま手続を進めた場合、保護者から苦情が出たときに、納得してもらえないこと、公平、平等性を欠く恐れがあるから。しかし、誰も賛同しなかった。結局、認定基準境界上の世帯と転入間もない世帯へ民生委員が直接出向き話をしていること、決着した。

**保護者の立場から**  
現状の問題点を保護者側の視点から考えてみる。  
① 認定推薦の際に、学校、民生委員の甚だしい偏向が入り込む恐れがある。  
② 制度の周知が徹底しなかったため、認定児童生徒、世帯が偏見、差別にさらされる恐れがある。  
③ 制度の詳細を誰も知らせない。  
学校事務職員の仕事範囲には、地域住民へ教育というサービスを提供する行政機関(学校)の窓口の役割もある。私たちが仕事の対象となる保護者、子どもたちの視点から、逆に私たちが仕事を見過ごす必要がある。



# ワジワジ 今度はボーナス日に卒業式かよ!

来る3月15日は期末手当支給日。中学校ではこの時期卒業式と法定支給日が重なって期末手当の安全な支払いと受領に支障をきたすことが度々ある。うちの学校も今年はこのパターンだったので、早速校長に「行事日程の変更について職員会議に提案するよう要請した。」

卒業式当日(午前中)は、校長を始め全職員が体育館で式に参加しており、銀行員が配金してくる現金の確認、袋づめ、支払いについて安全性が確保できない。又、午後の日程についても、父母の集まりがあったり、業者を始め様々な人の出入りで校内は決してフツーの状態とは言えない。

校長は、検討してみますと言ったものの、まだ決着はついていない。万一事故でも起こったら当然資金前渡職員である校長が、責任を取ることになるが、そのことをどの程度自覚しているのだろうか?

私たちはこれまで、学校の職員が嫌な想いをしないよう再三県教委に給与支払いの安全性確保のための具体的な実効ある措置を求めて来た。

その過程で県教委は、文書による指導は厳しいが個別・具体の対処はする、と言ってきた。了々いな態度で逃げて来た県教委が、なかなか改善されない学校の「悪習慣」を招いたのだといっても、過言ではない。人の出入りの多い事務室や職

員室で、支払いの終わらないままストレスを抱えている事務職員のことを考えたことがあるのだろうか。

今回近隣の学校だけでも数校で支障がある事を糾すと県教委は、



『学校行事についてはとやかく言えないが給与支給にわたる安全管理の側面からは言及できる。県教委の考えが(現場に)伝わるよう教育事務所をとおして何らかの配慮をしたい』と。どのような「指導」がくるか期待するとしてよ! 給料日は学校職員全体にとっても自分の労働の対価をしっかり受け止める大事な日なのだから、雇用者である県教委はもっと気を使って当然。①給与の支払い・受領の安全性の確保 ②誠意のある個別・具体の対策 ③資金前渡職員の職務内容と責任(危機意識)の周知について毎年チェックしろ。皆で言い続けないと本気で腰をあげようといない県教委。現場のワジワジは、どこにも止まらないよ〜。